



2016年度合格目標 司法書士講座

実戦過去問 ～キムラの目～

～ガイダンス～

『2015年本試験を斬る！』

【択一式編】過去問対策の方法論

担当講師：木村 一典

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

午前 第9問 ー占有権ー

㊦ 占有保全の訴えの相手に故意・過失は要求されない。

イ 賃貸借契約が終了しても代理占有は消滅しない。

ウ 悪意占有者にも有益費償還請求権が認められる。

㊧ 果実を収取した占有者は通常が必要費は請求できない。

オ この肢がポイント

占有者の権利は適法なものと推定される（188条）。

↓

しかし、この権利適法の推定は、占有を信託した第三者を保護するためにあり、占有者が自己の占有を適法であると主張するためにあるのではない。

↓

占有者の使用借権が推定されるわけではない。

午前 第13問 一質権一

<動産質>

ア 質権の被担保債権の範囲は広い（346条）



強行規定ではないので、別段の定めをすることも OK

① 不動産質権の登記は対抗要件



引渡しにより成立する

② 債権質は債権譲渡に類似



保証債務には随伴性あり



債権質の効力は保証債務にも及ぶ

エ 債権質の質権者は直接取立て可



しかし、質権者の債権額の限度

オ この肢も債権質 = 債権譲渡でクリア



異議なき承諾により、債権者に対抗できた事由をもって質権者に対抗できない。

午前 第16問 ー選択債権ー

1 選択権者

- ・決めていなかったら債務者
- ・選択権者が選択権を行使しなかったら債務者に移る（オ）

2 選択肢の行使方法

- ・相手方への意思表示
- ・第三者が選択権者の場合は当事者の一方への意思表示（エ）
- ・撤回には相手方・当事者双方の承諾が必要（ア）

3 目的物の一部が不能となった場合

- ・選択権を有しない当事者の過失による場合
→ 不能となった目的物を選択できる（イ）
- ・それ以外 → 不能となっていない目的物に特定

4 効果

- ・債権発生時に遡る（ウ）

午前 第 33 問 一社債権者集会一

ア 無記名式の社債券を有する社債権者がいるなら公告が必要（720 条 4 項）

① 自己株式と同じく、自己社債には議決権がない（723 条 2 項）

ウ ② ここが本問の分かれ目

ウの手續は判断しづらいのではないかな。

↓

これに対して、エは株主総会との比較で考えられる。

↓

株主と異なり、会社の意思決定をしない社債権者には書面投票を認める必要性が高い（726 条 1 項）

オ 重要事項の決議要件

総額の $\frac{1}{5}$ 以上かつ出席議決権の $\frac{2}{3}$ 以上

午前 第 35 問 ー商事消滅時効ー

ア 「商行為によって生じた債権」 → 5 年（522 条）

↓

債権の発生原因が商行為であるものに限られるが、それと同一性のあるものも含まれる。

↓

商行為である売買契約が解除されたときの原状回復請求権も同一性を有するので 522 条が適用される。

イ この肢がポイント

保証債務は主たる債務とは別個の債務

↓

商人に対する保証債務履行請求権は「商行為によって生じた債権」

✕ 商人でない者の不当利得返還請求権は「商行為によって生じた債権」には含まれない

エ 払込金保管証明書を交付した銀行に対する支払請求権は「商行為によって生じた債権」に含まれる

✕ 取締役の任務懈怠責任（423 条）は「商行為から生じた」ものとはいえないから、522 条は適用されない（10 年）

午後 第1問 ー管轄ー

(ア)でいきなりつまり可能性あり



後回しにして、確実な(エ)を選ぶ。

管轄は訴え提起時に判断 (○)



次に(イ)を判断

条文(18条)を覚えていれば難なく(×)とできるが、忘れた場合でも、簡裁から地裁への移送が当事者に不利益とならないことから職権でも可と判断したい。



因みに、(ア)は100万円の請求をしていることに変わりがないので簡裁の事物管轄に属する (○)

午後 第2問 ー補助参加ー

㉠ 参加の可否の判断には資料が必要



参加の申出には参加の趣旨及び理由を明らかにする必要がある。

イ 証明 × → 疎明 ○

ウ 即時抗告できるか否か、覚えていなければ(エ)で勝負。

㉡ この肢がポイント

補助参加は、参加人の利益のための制度でもあるので、できる限り訴訟行為させる。



異議があっても、補助参加を許さない裁判が確定するまでは、訴訟行為できる。(○)

オ 参加的効力の趣旨は敗訴責任の分担



被参加人が妨害したケースには適用されない。

午後 第7問 一債務名義一

(1)は債務名義の中で最も記憶に残っていないものではないか。

↓

後回しにして、(4)で勝負

公正証書は裁判所書記官の処分
(1)より判決から遠い

↓

特定の動産の引渡しを目的とする請求については認められない。

午後 第 14 問 ー申請情報ー

ア 所有権保存 → 原因なし

① 地役権設定 → 申請人（権利者＝地役権者）
cf 登記記録には要役地の表示

ウ 区分建物 → 一棟の建物の構造 ×

エ 何番抵当権を○持分抵当権とする変更
→ 債権額に変更なし

② 仮登記の抹消 → 申請人（登記権利者）

午後 第 15 問 ー登記原因ー

ア 「委任の終了」
「Aに加えて新たに B C 」の場合にもあてはまる

イ 「特約」 → 共有物不分割特約

ウ 「設定」× 「転貸」○

エ 「譲渡」× 「年月日金銭消費貸借年月日譲渡」○

オ 「分割譲渡」
目的と原因が同じ

午後 第23問 ー担保権ー

ア 抵当権設定 抵当権者 A



一部移転 B



A の債権のみ弁済 ⇒ 債権額の変更

イ 根抵当権の登記名義人の所在が知れない場合

- ① 所在が知れないことを証する情報
- ② 被担保債権が消滅したことを証する情報

~~✕~~ 抵当権の登記名義人の所在が知れない場合

- ① 所在が知れないことを証する情報
- ② 弁済期を証する情報
- ③ 弁済期から 20 年後に全額が供託されたことを証する情報
→ 利息を定めていないときは年 6 分の利息の支払い

エ 不動産質権

管理費用は質権者負担 → 別段の定めも OK

~~✕~~ 第三者による滞納処分 → 2W で元本確定

元本確定の登記は根抵当権の移転登記や順位譲渡等の登記と同時にするとともに限って単独申請。

午後 第 25 問 ー相続登記ー

ア 遺産分割後に認知を受けた相続人
当該相続人

① 自筆証書遺言 → 検認あり

ウ 受遺者が先に死亡した場合
代襲相続と同様のことは認められない

② 相続登記がなされた後の相続放棄
相続放棄を原因として持分の移転登記をすることも可能

オ 一部の受遺者が放棄した特定遺贈
放棄しなかった受遺者が単独で譲り受けるわけではない

午後 第 29 問 ー役員変更ー

- ㊦ 印鑑を提出している代取の辞任届
印鑑が同一のときを除き印鑑証明書

- イ 会計監査役の改任
監査役による議案決定 → 書面不要

- ウ 一時取締役による臨時株主総会の招集
裁判所の許可不要 cf 職務代行者

- ㊧ A 退任 → B 就任 → B 選任決議不存在確定 → 囑託により
B 就任登記抹消 → 職権により A 退任登記抹消

- オ ① A B C 辞任 → 権利義務
② D E F 選任
③ F 就任承諾せず } → D E 就任登記

午後 第 34 問 ー登録免許税ー

平成 27 年 3 月 1 日から 3 月 31 日までにされた登記

- ① 有限会社甲の本店移転 → 3 万円
- ② 有限会社甲の商号変更による解散 → 3 万円
- ③ 株式会社乙の商号変更による設立

$$\rightarrow 3 \text{ 万円} > \text{資本金 } 300 \text{ 万円} \times \frac{1.5}{1000} = 4500 \text{ 円}$$

ポイント

発行可能株式総数の変更、役員変更については、設立の登記に含まれている。